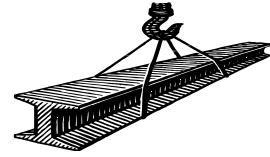


事業主 各位

沖縄労働局登録教習機関  
(一社) 沖縄県労働基準協会  
(登録番号第104号、登録有効期間：令和11年3月31日)

労働安全衛生法に基づく

## 『玉掛け技能講習』開催のご案内



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務に従事する場合、労働安全衛生法第61条及び同法施行令第20条の規程により、「玉掛け技能講習」を修了した有資格者でなければ、その業務に従事することができません。

つきましては、当協会において標記技能講習を下記のとおり開催致しますので、この機会に貴事業場の該当労働者が受講されて資格を修得していただきたくご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時【学科】 令和7年2月5日(水) 令和7年2月3日(月) 9:00~17:30 (8:50~開講式)  
6日(木) 4日(火) 9:00~16:30  
【実技】 令和7年2月7日(金) A班: 2月5日(水) 8:30~18:30 } A・B・C班のいずれかの1日、申込順  
B班: 6日(木) 8:30~18:30 }  
C班: 7日(金) 8:30~18:30 } で班分け致します

2. 講習会場:【学科】(株)紫電舎 2F 会議室 → 八重山建設会館(石垣市新川 2462-1)  
・ 駐車場を利用する際には、スペースが限られていますので、できるだけ乗り合いにて対応するなど、駐車台数の抑制のご協力をお願いします。

【実技】石垣港南ぬ浜町ふ頭用地

3. 受講料:一部免除有 合計26,150円  
(消費税10%込、内受講料24,500円、テキスト代1,430円、傷害保険料220円)  
免除無 合計28,150円  
(消費税10%込、内受講料26,500円、テキスト代1,430円、傷害保険料220円)

4. 定員数: 20名(定員に達した場合、キャンセル待ちでご案内)

5. 申込方法:① 当協会所定の受講申込書(ホームページからダウンロード又は各支部窓口にて配布)及び ② 写真1枚(4cm×3cm)、③ 受講料  
必要書類 上記3点を各支部窓口にてご提出・お支払いください。(郵送・振込でも受付可)  
※受講者本人を確認する書類(自動車運転免許証、保険証等)もご持参してください。

※講習一部免除となる小型移動式クレーン技能講習修了証、床上操作式クレーン技能講習修了証、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士免許をお持ちの方はいずれかのコピーを持参し各支部窓口にてご提出してください。

6. 外国人受講者の受講にあたっての必要提出書類(事前にお問い合わせください。)

- ① 言語能力に関する確認書(当協会所定)  
② 在留カードのコピー

7. 申込期限: 令和7年1月20日(月)

※仮予約をされている方は、申込期限までに必要書類のご提出、受講料のご入金をしてください。  
申込期限までにご提出・お支払いの確認ができなかった場合は、キャンセルとさせていただきます。

8. 申込場所:(一社)沖縄県労働基準協会 八重山支部  
電話(0980)88-5355 石垣市字大浜472-2 J-ホ 31-1102

9. 振込にて支払を希望される場合（※振込手数料は、申込者負担となります。）

お振込にて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。  
（上記申込期限までにお願ひします）

振込み金融機関一覧

口座名 一般社団法人 沖縄県労働基準協会

琉球銀行 本店 (普) No.922287  
 沖縄銀行 本店 (普) No.2206632  
 沖縄海邦銀行 本店 (普) No.782-875  
 郵便局 17080-12738811  
 沖縄県農業協同組合本店 (普) 4951

10. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした場合は講習時間不足となり、修了試験の受験も出来ないのをご注意下さい。
- ・一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承下さい。
- ・学科・実技ともに筆記用具と計算機(√付)を使用しますのでご持参ください。
- ・実技には、作業に適した服装(作業服、保護帽、安全靴)等で臨んで下さい。
- ・実技の際に手袋を使用しますので、手袋を持参して下さい。
- ・講習中は、携帯電話の電源をOFFにするかマナーモードに切り替えてください。
- ・雨天の場合でも実技講習は実施しますので、雨天の際は雨ガッパを必ずご準備ください。
- ・車は、指定された場所に駐車してください。
- ・本講習会は修了証の即日交付には対応しておりませんのでご了承下さい。
- ・講習会当日の受付時に本人確認の為、本人確認書類(運転免許証等)をご提示いただきます。

玉掛け技能講習日程表

学 科：八重山建設会館

R7年 2月 3日 (月)	8:40 ~ 8:50	8:50 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10:05 ~ 11:05	休憩	11:10 ~ 12:00	昼食	13:00 ~ 14:10	休憩	14:15 ~ 15:15	休憩	15:20 ~ 16:20	休憩	16:25 ~ 17:25	16:25 ~ 17:25
	10	10	60	5	60	5	50	60	70	5	60	5	60	5	60	5
	受 付	開 講 式	クレーン等 に 関 する 知 識 (1時間)	休 憩	クレーン等の玉掛けに必要な 力学に関する知識(3時間)				休 憩	クレーン等の玉掛けの 方法(7時間)				事 務 連 絡		
講師：石川 逢重																
4日 (火)	8:40 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	休憩	10:05 ~ 11:05	休憩	11:10 ~ 12:00	昼食	13:00 ~ 14:10	14:20 ~ 15:20	休憩	15:30 ~ 16:30					
	20	60	5	60	5	50	60	70	60	5						
	受 付	※前日の続き クレーン等の玉掛けの方法(7時間)						関係法令 (1時間)	休 憩	学科 修了試験 (1時間)						
講師：石川 逢重								講師 米盛 博明	基準協会							

実 技 石垣港南ぬ浜町心頭用地

	8:10 ~ 8:30	8:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 16:30	16:30 ~ 18:30
	20	210	昼食	210	120
5日(水) 6日(木) 7日(金)	受 付 ・ 開 講 式	クレーン等の玉掛け(6時間) クレーン等の運転のための合図(1時間)			実技修了試験 (2時間)
講 師：宮良博文・平田正明・仲原国夫					

# 玉掛け技能講習

講習科目の一部免除該当者及び科目

**証明する  
コピーの  
提出 →**

**※証明は代表者印のこと(会社印不可)**  
**申込書の裏面に事業主の証明** →

	講習科目一部免除該当者	科目及び時間
1	<p>◎クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士等の免許所持者。</p> <p>◎床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習修了者。</p> <p>(当該資格を証明する写しを添付すること。)</p>	<p>【学科】「クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識」</p> <p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>
2	<p>◎安全衛生施行令第20条第6号等又は安衛則36条の6条もしくは15から17条の業務に6月以上従事した経験を有する者。</p> <p>◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山においてクレーン等の運転の業務に1カ月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>
3	<p>◎クレーン、移動式クレーン、デリック、又は揚貨装置で吊り上げ荷重又は制限荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【学科】「クレーン等の玉掛けの方法」の一般的作業方法(1時間)</p> <p>【実技】「クレーン等の玉掛けの基本作業(2時間)」</p>
4	<p>◎吊り上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>	<p>【実技】「クレーン等の運転のための合図」</p>

◎安全衛生施行令第20条第6号

つり上げ荷重が五トン以上のクレーン(跨(こ)線テルハを除く。)の運転の業務

◎安衛則36条の6条もしくは15から17条

6条 制限荷重五トン未満の揚貨装置の運転の業務

15条 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の運転の業務

イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨(こ)線テルハ

16条 つり上げ荷重が一トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

17条 つり上げ荷重が五トン未満のデリックの運転の業務

◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山

この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。